

社会福祉法人神山町社会福祉協議会チャイルドシートリサイクル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神山町内において不要となったチャイルドシートの提供を募り、点検・消毒等の衛生処理の後、乳幼児の保護者に貸出することにより乳幼児を交通事故から保護するとともに、その保護者の経済的負担の軽減を図るため実施するチャイルドシートリサイクル事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、神山町社会福祉協議会（以下「社協」という。）で神山町善意銀行運営委員会（理事会）において審議し、事業費は神山町善意銀行より支出する。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、神山町内に居住する者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 家庭においてチャイルドシートを必要としている乳幼児を有する保護者
- (2) 前号に掲げる者のほか、会長が必要と認めた者

(実施方法)

第4条 社協は、本事業を文書・広報等で町民に周知し、不要となったチャイルドシートの提供を募り、点検及び消毒等の衛生処理後に希望者に貸出する。

(提供)

第5条 チャイルドシートを提供する者は、善意銀行寄付申込書に記入の上、チャイルドシート提供申出書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 社協はチャイルドシートの提供者を記した帳簿（様式第2号）（以下「リサイクル登録台帳」という。）を備えるものとする。

(貸出)

第6条 チャイルドシートの貸出を希望する者は、チャイルドシート借受申込書（貸出条件承諾書）（様式第3号）記載の貸出条件について了解、承諾のもとに記入押印し提出するものとする。

- 2 社協はチャイルドシートの貸出の都度、チャイルドシート貸出簿（様式第4号）（以下「貸出簿」という。）に記録し状況を明らかにしておく。
- 3 チャイルドシートの貸出は無料とする。
- 4 チャイルドシートの貸出を受けた者（以下「借受者」という。）は、当該チャイルドシートを善良なる管理者の注意義務をもって管理し、本来の使用目的以外に使用してはならない。

(返却)

第7条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を受けたチャイルドシートを返却しなければならない。

- (1) 第3条に定める対象者に該当しなくなったとき
- (2) チャイルドシートを利用する必要がなくなったとき

(衛生処理)

第8条 社協は、返却されたチャイルドシートについて、その状況により、必要な補修、クリーニング等の衛生処理を行い次の貸出に対応する。

- 2 チャイルドシート1台ずつにチャイルドシート管理簿を備え、貸出履歴、補修等衛生管理上の対応等を記録し、良好な保守管理にあたるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。